

令和5年7月1日

入札参加の皆様へ

財務部 管財課

現場代理人の常駐緩和（兼務）措置について

現場代理人は、赤磐市工事請負契約約款第11条第2項の規定により工事現場ごとに常駐することを義務付けておりますが、一定の要件を満たす場合に、この常駐義務を緩和し、他工事との兼務を認めることとしましたのでお知らせいたします。

つきましては、現場代理人の常駐緩和（兼務）措置を希望する場合は、必ず下記により手続きを行うようお願いいたします。

記

1 現場代理人常駐緩和（兼務）の取り扱い

下記（1）、（2）又は（3）に該当する場合には、現場代理人の兼務を認めることとします。

- （1）赤磐市、国及び県が発注する工事で、次のすべての要件を満たす場合
 - ① 兼務件数は合計3件以内（（3）の災害復旧工事を除く）であること。
 - ② 工事場所が赤磐市内であること。
 - ③ 当初請負金額（税込）（建築一式工事は当初請負金額の2分の1）の合計が4,000万円未満であること。
 - ④ 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制を確保し、発注者が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等の適切な対応を行えること。
 - ⑤ 兼務する工事現場のいずれかに常駐していること。
- （2）赤磐市が発注する同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で赤磐市が認めるもの（諸経費調整対象工事）である場合
なお、この場合、兼務できる工事件数に制限を設けない。
- （3）赤磐市が発注する災害復旧工事で、次のすべての要件を満たす場合
 - ① 工事場所が赤磐市内であること。
 - ② 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制を確保し、発注者が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等の適切な対

応を行えること。

- ③ 兼務する工事現場のいずれかに常駐していること。

※現場代理人の要件

- (1) 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。(契約締結時に健康保険証の写し等で雇用関係の確認を行います。)
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所の専任技術者でないこと。

2 常駐緩和(兼務)措置を希望する場合の手続き

上記1の要件を満たし、常駐緩和(兼務)措置を希望する場合は、次の書類を提出する必要があります。

- (1) 入札の結果、同時に2箇所以上工事現場の現場代理人となる場合
⇒ 落札した工事について、別紙「現場代理人兼務届」を作成し、現場代理人等の指名通知書の提出時に4部(兼務工事数+1部)提出してください。施工担当課が確認を行い、確認後、受付印を押印し、1部返却します。なお、落札した工事のいずれかの施工担当課に提出してください。
- (2) 既に別工事の現場代理人となっており、入札の結果、新たに別の工事の現場代理人となる場合
⇒ 今回新たに落札した工事について、別紙「現場代理人兼務届」を作成し、現場代理人等の指名通知書の提出時に4部(兼務工事数+1部)提出してください。施工担当課が確認を行い、確認後、受付印を押印し、1部返却します。なお、今回新たに落札した工事の施工担当課に提出してください。

3 現場代理人の常駐を要しない期間

現場代理人が工事に常駐すべき期間は、契約書記載の着工日から工事検査完了日(竣工日)までが原則ですが、次の期間については発注者(監督員)と現場代理人との間で、工事打合せ簿等の書面で明確にしていれば工事現場への常駐を要しないものとします。

なお、この場合においても、受注者は発注者(監督員)と常時連絡可能な体制を確保しなければなりません。

- (1) 請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの準備期間
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート及びエレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続き及び後片付け等のみが残っている期間

4 問題が生じた場合の措置

上記1の要件を満たさなくなった場合は、兼務が認められません。また、安全管理不徹底や現場体制不備等により、事故が発生した工事において兼務は認められません。兼務が認められなくなった場合は、速やかに別の現場代理人を選任し、発注者に届け出てください。

5 常駐緩和措置の例外

原則として、上記1の要件を満たす工事であれば、常駐義務緩和の対象となります。

しかし、入札公告、特記仕様書又は施工条件明示書等において「現場代理人常駐緩和措置の対象工事とはならない」旨の記載がある工事については、請負金額にかかわらず今回の常駐緩和措置の適用外となりますので、注意してください。

6 適用時期

令和5年7月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事について適用します。

なお、令和5年6月30日以前に入札公告又は指名通知した建設工事については、従前の例によります。

7 その他

本取扱いにおいて兼務配置となった工事のいずれかが、設計変更（増額変更）により要件を満たさなくなった場合においても、引き続き常駐緩和（兼務）措置を適用します。

また、現場代理人と主任技術者等の兼務は認められておりますが、兼務の場合は、主任技術者等は原則として工事現場に常駐が必要となります。